

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和八年一月二十三日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量及びUAVレーザ測量）
- 二 測量の地域 奈良市米谷町
- 三 測量の終了年月日 令和七年十二月二十二日